

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十四第

行發日一月四年二十和昭

論叢

國民生命史觀の諸問題 經濟學博士 石川興二
貸借對照表の性質 經濟學博士 蜷川虎三

時論

臨時租稅增徴と稅制整理 法學博士 神戸正雄
生産設備擴充資金の供給と赤字公債の消化 經濟學博士 小島昌太郎

研究

中立貨幣の條件に關する一異說 經濟學士 中谷 實
全體主義的國民經濟學の基礎理論 經濟學士 白杉庄一郎
「孤立國」に於ける收獲遞減法則 經濟學士 山岡亮一

說苑

ロイツに於ける再保險の操作 經濟學士 佐波宣平
最近獨逸に於ける公債政策論 經濟學士 島 恭彦
蘇聯第一次五ヶ年計畫と貿易 經濟學士 松尾 彰

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

最近獨逸に於ける公債政策論

島 恭 彦

目次

一、はしがき、二、計畫的資本政策、三、國家信用
か國家權力か、四、生産力の動員則インフレ防止論

一、はしがき

世界經濟恐慌が獨逸を襲つた一九二九年を中心として、獨逸の公債政策には一つの新たな變化が起りつゝあつた。この年ヒルファードイング藏相の提案した免稅公債やクロイガー財團と結んだ借款は極めて不利な條件の下で成立し、同年の末終にシャハトの信用拒絶に會つて巨藏相は失脚した、この事件は確かに社會費の膨脹に對する獨占資本の峻烈な批判であり「獨逸國家を一種の貧民救濟局とし、これによつて國民の道徳的な力を弱めた」¹⁾社會民主主義の敗北であり、獨逸資本主義の再建と政治的強化の任務をおびたナチス政權の登場を約束したものである。

一九三三年ナチス政權の確立して以來、高率の利子負擔や金融市場の梗塞状態はやゝ緩和されたが、その代り軍備擴張、國產原料の開發等々に要するに新たな負擔が帝國財政に加つた結果として、公債は著しく膨脹した。²⁾而も獨逸はこれを消化すべき充分な餘剰生産力を持たないので、一應短期債の發

行によるか、又は國民經濟全般に互る廣汎な統制によつて消化しなければならぬ。獨逸の公債政策からは尙資本主義の危機の諸相が去らないのである。かやうな状態に基礎を置くところの獨逸の公債政策或はその背景をなすイデオロギーは自ら從來の消極的、改良主義的な立場を拋棄しなければならなかつた。公債は自由主義時代に於ける様に、單なる財政上の均衡を維持する手段ではなく、むしろ獨逸資本主義經濟の復興の爲に奉仕しなければならぬ。而もその上に從來の様な公債による温情主義的な社會政策は絶対に排斥しなければならぬ。公債はもはや零細資金の安全性を擁護する手段でもなければ、また小レントナーの生活を保證する手段でもない。公債政策は云はゞ國家權力によつて組織された資本主義の經濟政策に從屬しなければならぬ。公債政策はかくて以前の様な財政々策としての中立性や社會政策上の目的を拋棄するに至つたのである。かういつた政策上、イデオロギー上の變化はナチス政權の登場以來獨逸の公債政策論の中に明かに窺れる。一九三三年と言へばナチス政權の確立した年であり、また「フィナンツ・アルヒフ」がシャヤツツの死後をうけてテシユマツヒヤアの監禁に移つた年でもある。私はこの年から一九三六年に至る「アルヒフ」の中で特に獨逸の公債問題を專問的に取扱つた二、三の論文をえらんで、次に紹介を兼ねて、批判して見やう。

二、計畫的資本政策

1) W. Weddigen, Deutschen Sozialpolitik, 1935, S. 136.

2) Vgl. Wirtschaft und Statistik, 1936, Nr. 5. (Die öffentl. Verschuldung seit der Krisenwende.)

私は先づ現實に近い問題を取扱つてゐるH・グロスの論文から始めやう。「獨逸に於ける公債問題、公共的資本政策の新秩序に關する論攻」³⁾これである。彼は獨逸に於ける公債問題の發展を歴史的に考察した後で、一九三三年以後採用されるべき公債政策の「新計畫」を論じてゐる。

グロスによれば大戦前の獨逸は廣い起債市場を持ち、この市場は豊富な資金を以つて政府の起債を有利にしてゐた。また公債の起債や償還を基礎として資本の蓄積もたかまり。レントナーの階級を増加した。然るに戦後インフレーションの勃發とともに純粹なレントナーの階級は没落し、公債市場も急激にその範圍を縮少した。かうなると國家經濟は直接私經濟の生産資本と起債を争はねばならないのであるが、この状態にあつても尙社會民主黨は財政を整理せずに、社會費を膨張させてゐた。その結果は國家地方を通じて起つた利子の高騰、短期債の増大、信用の失墜である。グロスによれば將來の公債政策は「計畫的資本政策」として、單に財政を中心とするものではなく、國家經濟、國民經濟全般の資本の分配を考慮して行はねばなら

ない。

ところで從來の財政學では公債利用の原則として、第一に直接收益を目的とする公企業の投資、第二に間接に國民經濟の生産性をたかめるやうな公共的設備の投資、第三に戦争其他の事變の場合を分ち、公債は先づ原則として公企業の投資に用ひられたならば、利拂償還に確實であると云ふのが通説である。然るにグロスによれば、國民經濟の資本が一般に缺乏せる現在では右の様な公債利用原則は不充分である。何故と云ふに、其は國家企業の収益性を最も確實な標準にしてゐるのであるが、實は國家企業の収益はその獨占的地位によつて著しくあまいにされてゐる。例へば實際上は全く収益のない國家企業でも、その獨占的地位を利用して租稅的性質をおびた獨占價格によつて外見上収益をたかめ、公債の利子を支拂ふ事が出来る。かくして國民經濟の資本は次第に濫用されて行くのである。國家が租稅によつて經費を調達する際には、収益性と云つた様な私經濟の基準を超越した「共同經濟的」考慮

3) Herbert Gross, Probleme des öffentl. Kredits im Deutschland. Ein Beitrag zur Neuordnung der öffentl. Kapitalpolitik. (Finanzarchiv. N.F. Bd. I. 1933.)

によつて指導されてゐると同じく、將來の公債政策も國民經濟全體の資本の計畫的な利用を目標にして行はれねばならぬ。以上がグロスの公債利用の原則である我々は進んでグロスの「計畫的資本政策」の内容を一瞥しやう。

グロスの言ふ所によれば計畫的資本政策の目標は先づ「公共的投資の實質的な範圍とテンポとを年々の資本蓄積と私經濟の資本需要量に適合させる事である。」⁴⁾その爲には先づ貯蓄金庫、健康保險組合、その他の金融機關の資金を政府だけで獨占せすになるべく私經濟の生産的投資にも利用する事を考へねばならないが、グロスの力説する點はそれよりもむしろ財政の整理であり、社會費の削減である。即ち地方團體の救濟事業道路、運河、水利事業等の會計検査を嚴重に實行してこれを例へば大藏省に統一する。或は又帝國財政、地方財政間の財政調整 (Finanzausgleich) によつて、地方の財政力を越える様な社會事業を中央に移して、地方の經費は地方固有の財源を以て充足する様にする。こ

れ等はすべて資本の濫用に陥るおそれのある起債を制限して、中央の起債源泉を枯渇させずに維持する方法である。⁵⁾右の様なグロスの主張は尨大な軍事費の財源を確保するために社會費を節約しつゝあるナチス政府の要求にも合致する様に思はれる。

三、國家信用か國家權力か

獨逸政府は一九三四年三月以來「資本投資法」(Kapitalanlagegesetz) や「公債投資法」(Anleihestockgesetz) 等によつて會社の配當を制限し、六パーセントを越える配當はこれを公債投資に當てるべき事を規定してゐる。⁶⁾かゝる状態に於てそもゝ公債の起債は國家信用に基いて行はれるものであらうか。或は又「國家權力」は「國家信用」にとつてかはる事が出来るであらうか。かういつた問題をやゝ理論的に取扱つたものに、P ハーベルメールの「起債に於ける信用原則と國家權威」がある。

ハーベルメールは先づ「自由主義時代」の公債と私債とを起債の點から比較してゐる。彼によれば公債起債の條件には私債と同様に、客觀的條件と主觀的條件がある。客觀的條件とは資本市場の構造であり、また貸附資本の供給量である。主觀的條件とは信用であり、

4) Gross, a. a. O. S. 679.

5) 1933年三月の公債現在額二百四十億 マークの中ライヒ以外の地方債は約25%を占め、ゲマインデの公債は40%を占めてゐる、(Wirtschaft und Statistik. 1936 Nr. 5.)

6) Vgl. Vierteljahrsheft zur Konjunkturforschung 1936. Heft I. Th. B. S. 23. ヴアルガ、世界經濟年報1936IV

信用とは債權者と債務者との間の心理的な關係である。勿論この信用と云ふ主觀的條件には債權者の支配する資本量即ち客觀的前提が必要であるが、それ以外に債權者の債務者に對する信賴の意識、即ち心理的、感情的要素が缺くべからざるものである。斯様な信用に基く自由公債は私債と何等異なる所はない。國家は公債を起すについては、一應權力的な性質を捨て、私經濟と同一の水準に立ち、私經濟と同様な原則に服さねばならない。債務者たる國家の信用状態を調査してこれを決定するものは債權者たる資本家であつて、國家は資本家のイニシヤティブを如何ともする事が出来ない。たゞ國家信用は租稅權に基礎を置いてゐるから、私的信用と一應異つてゐる様に見える。併し國家も亦經濟的、政治的事變の影響を免れざるものであり、従つてまた國家の信用もかゝる事件の經過に従つて動搖し安定する事は私經濟と全く同様である。

所でハーベルメールによれば信用に基く自由公債は自由主義時代の特徴であるが、國家が國民生活上の重

要な任務を遂行する時代には決して適當な手段ではない。彼は例へばヒルフアーディング || クロイガー借款に見られる様な國家の金融資本に對する屈辱的な讓歩を痛歎してゐる。⁷⁾

ハーベルメールは考へる。そも〳〵租稅が國家權力によつて一方的に國民から徴收される理由は私經濟間に行はれる様な交換經濟を以てしては「公共的需要」を充足する事が出来ないからである。公債も亦新に國家に課せられた「公共的經費」を充足する點では租稅と少しも變らないのに、何故に公債に限つて私經濟と全く同様な信用原則に基かねばならないのであらうか。かくてハーベルメールの問題は公債を信用原則の代りに租稅と同様な國家權力に基礎付け、自由公債を「國家化」, *Verstaatlichen* “する事である。

ハーベルメールがこゝに提案しやうとするのは明らか〳〵強制公債である。さうだとすれば從來財政學でしばしば議論された強制公債の社會的、經濟的弱點をどう解決するのだらうか。就中強制公債は利子負擔を伴ふ

7) Peter Habermehl, Kreditprinzip und Staatsautorität bei der Schuldenaufnahme (F. A. Bd. 3. Heft. 3. 1935.)

8) Habermehl, a. a. O. S. 429.

最も不公平な租税であると云はれてゐる。ハーベルメールはこの非難に對してかう答へる、強制公債を租税と同一視する考へは、強制を伴ふものを公債とは考へない従來の自由公債の常識に基く誤謬である。強制公債はあくまで債權、債務の關係を前提とした公債であり、而も同時にこれを基礎付けてゐるものは信用原則ではなく、與へられた國家の任務を是非とも遂行せねばならないと云ふ「強制の意識」であると。併し強制公債が如何に「強制の意識」に基くとは言へ、尙恐慌の餘波を脱し切れない獨逸で、資本家の貸附能力を考慮せず資本を取り去つてはならない。従つて強制公債が信用原則を捨て去つた後も尙信用に基く自由公債に於て可能であつた様な資本の貸附能力の選擇をあやまつてはならないだらう。而もハーベルメールによれば強制公債に於ては起債に關する一切のインシヤティブが債權者から債務者たる國家に移るのであるから、この際國家は自ら個々の産業部門や生産方法に従つて異るところの餘剩資本の量、その變動、貸附能力の限界等

最近獨逸に於ける公債政策論

を明かにしなければならぬ。もしこれが出來れば確かに國家は自由市場に於ける資本の需給關係のメカニズムに織込まれる事もなく、「信用」と云ふ様な資本家の主觀的な思惑にわすらはされる事もないであらう。併し果して國家は資本の貸附能力を正しく把握出來るだらうか。そも／＼現實の國家は信用以外の如何なる手段で國家經濟と私經濟との間の資本の需給關係を正しく調節して行く事が出來るであらうか。ハーベルメールはこれに對して答へる。「現に國家の政策が信用制度を決定的に斥け國家權力と強制に重點を置いてゐる時に、かやうな問題を追求してゐるのは實踐が科學的考慮に先行すると云ふ事實を無視するものである。」⁹⁾

併し第一に國家權力が強化され、信用制度が斥けられたと云ふ事實を以て、信用問題の根本的な解決であると考へてはなるまい。むしろ多くの場合國家が政治的權力を強化したと云ふ事は國家の基礎が動搖してゐる事實を暗示し、信用制度を回避する事は信用の動搖を陰蔽する手段である。第二に獨逸で現に實施されてゐる「公債投資法」や「資本投資法」を以て「國家權力」が「信用原則」に代つたと單純に考へてはならない。

9) Habermehl, a. a. O. S. 432.

これらの法律が資本の利潤を強制的に公債投資に向はせる點を見れば、一應資本家の國家に對する「信用の意識」即ち信用原則を排除してゐる様に思はれるかも知れない。併し現實には公債よりも株式の方をえらぶ資本家がゐないわけではないこれらの資本家に對しては株式よりも公債投資の方を相對的に優遇する規定を設けねばならない。公債投資法が表面上は強力に實施されてゐる様でも、其は結局資本の信用をつなぎとめる方向に動かざるを得ないだらう。第三に「公債投資法」に基く強制公債以外の外くの内債や外債についてはハーベルメールの理論は妥當しない。この場合眞に強力なのは國家ではなく資本である。「國家信用か國家權力か」ではなく、實は「國家信用則國家權力」である。これは獨逸が資本主義國家である限り當然認めねばならない事實であらう。

要するにハーベルメールは信用の物的基礎たる資本をそのままにしてをいて、たゞ「國家權力」や「強制の意識」によつて「信用」と云ふ資本家的意識を排除しやうとするのである。併しこれは信用問題の根本的な解決ではない。單なる法律、命令を以て信用恐慌やインフレーションを避け得るものではない。國家信用の維持、インフレーションの防止のためには國家權力の問題よりも、もつと實質的な問題を解決しなければならぬ。

四、生産力の動員即ちインフレ防止論

獨逸のインフレ防止論も他の國々と同様に今日では單純な

デフレーション政策を意味するものではない。現段階のインフレ防止の問題は軍備の充實や恐慌の打開のために一應租税中心の財政を避け、公債や通貨の膨脹も認めた上で、さてこの膨脹を如何なる範圍に如何なる手段で喰ひ止めるかと云ふ事である。こゝに「非インフレ紙幣 (nichtinflationische Papiergeld)」の發行による國費の調達¹⁰⁾と云ふ妙案がある。これは一九三四年 R. ノエル (Robert Nöll v. d. Nahmer) によつて唱へられ、翌年二、三の學者の批判、更に昨年ノエルの反批判によつて一應片附いた論争であつた。私は始めにノエル説の要旨を紹介しやう。

彼は先づ通貨量を金や財貨の現在量に限定し、其以上の膨脹を以て、直にインフレーションであると考へる舊式の理論を批判する。彼によればインフレの限界をなすものは金や財貨の現在量ではなく、國民經濟の動態的な生産可能性或は生産力である。この生産力の基礎は原料と労働であり、これをノエルは名づけて國民經濟的信用基金 (Volkswirtschaftliche Kreditsfonds) と言ふ。この基金は決して固定した不變量ではなく、利用の如何によつて伸縮性を持つものである。従つてインフレ防止と云つても通貨量を何等かの窮屈な範圍内に制限する事より、むしろ積極的に購買力を増大し

10) R. Nöll v. d. Nahmer, Die Deckung des öffentlichen Bedarfs durch nichtinflationische papiergeldausgabe. (F. A. 1934) S. 549 ff.

て生産諸力を動員し利用する方策を考へるべきである。蓋し通貨が勞働力の利用や原料の開拓に用ひられてゐる限り、インフレは起らないからである。

さていま國家が直接生産力の利用者となる場合を考へる。現代の國家そのものは生産者ではないが、國家の行ふ匡救事業、道路、河川の改善、土地改良等は間接的に國民經濟の生産力をたかめるから、この際國家の事業のために發行される通貨の基礎には所謂「國民經濟的信用基金」が存在するわけである。これに反して國家の發行する貨幣の裏面には必ず有形の財貨の一定量がなければならぬなど考へてはならない。國家の創造する信用は商品手形と異なるからである。またこの場合國家は従來の様に公債や租税によつて貨幣を調達してはならない。租税や公債は直接、間接に國民經濟の購買力を減退させるものであり、結局國民の消費力を國家に移轉したに過ぎないから、積極的に生産力を動員する効果をもたない。エルは考へる。もし一國の勞働や天然資源が國家の需要及び私經濟の需要を二つながら満たすに足る程豊富であれば、何も好んで租

税によつて私經濟の消費を節約させる必要はない。この場合にはむしろ國家經濟や私經濟の消費の増進こそ生産力の増大をもたらす所以である。國民の購買力を減退させずに、國家の購買力をたかめる方法は國家紙幣の發行である。

所で人々は國家紙幣の發行を以て直ちにインフレを聯想する。併し現在では國家紙幣も銀行券も實質的に區別がなくなつてゐる。現にアメリカや獨逸で行はれてゐる失業救濟事業の資金は金融技術上は發券銀行を介して銀行券の形式で散布されてゐるが、其は實質的には國家紙幣と變りはない。然るに人々は國家紙幣の場合にはインフレの危機を論じ、銀行券の場合には通貨の安全性を信じてゐる。其はもはや現實には存在しない發券銀行の「自律性」を信ずる舊い自由主義の幻想である。銀行券に對する信頼、國家紙幣に對する不安、其は結局發券銀行は國家に對して通貨を擁護すべきものだと思ふ傳統的な誤謬に基いてゐる。其は元來國際金融資本團のライヒス・バンクの監理によつて獨逸國民を利子奴隷に陥れたドウズ案の精神であつた。併しかゝる考へは國家の全能に關する國民社會主義的觀念と

全く矛盾する。……通貨價値の維持に關する考慮はむしろ第一に國家の仕事であつて、發券銀行はかやうな仕事に際して國家を助ける爲にその召使ひとして呼び出されるのである。¹¹⁾

私はこれ以上「第三帝國」に對するノエルの忠誠を吟味する必要を認めない。併しノエルの「ドイツ的」な理論、アメリカ金融資本に對する反感にも拘らず、彼の理論の純粹に妥當するのは皮肉にもアメリカなのである。即ち彼によればアメリカは私經濟及び國家經濟の需要を充分満たす事の出来る膨大な資源を持つてゐるから、租税を全廢して私經濟の消費をたかめ、同時に國家紙幣を以て失業者を救済する事が出来る。かくしてノエルはアメリカを彼の理論の實驗室と心得てゐる。彼はアメリカのニューデールに對してかう忠告する。半年間位聯邦諸州の租税を停止せよ。而してその間國費を全部國家紙幣で賄へ。さうすれば向上せる消費力を基礎にして産業は回復し失業者は減退するであらうと。

ノエルは無限の富を藏してゐるアメリカに膨大な失業者の存在する理由を考へる事を全く忘れてゐる。正

にこの點に彼の重大な誤謬がある。即ち彼はインフレの防壁として單に自然や勞働の生産力を考へるだけでこれらの生産力を動員するには現實に如何なる制約が存在するかについて全く考へない。天然資源を開拓するには勞働の他に生産技術の協力が必要であり、而も勞働と技術の結合は今日の資本主義國家では資本家的生産方法や金融制度に従つて行はねばならない。生産力を増大しやうと云ふ要求が如何に切實でも資本家的諸制度と矛盾すれば現實に行はれ得ない。従つて單なる勞働や原料ではなく、資本家的制度を通じて動員される生産力がインフレ防止問題のポイントでなければならぬ。ノエル説の批判の課題はこの點を明かにする事である。一九三五年の「アルヒフ」に於けるA・シユミットやR・シュトゥウツケンの批判はこの點に觸れたものであつた。¹²⁾

第一に生産力を増大する爲には生産設備の状態を考へる必要がある。假令、國內に豊富な原料があつても生産技術が幼稚であるか、生産設備が古びてゐる時はこれを開發するに莫大なコストを要し或はコストの遞増を惹起するから、結局充分な原料を確保する事が出

11) Nöll, a. a. O. S. 567.

來ないだらう。且つ尙恐慌の影響を脱し切れぬ現在では資本家は舊い設備を使ひ盡すまでは容易に新しい固定設備を投資しない。新たな固定資本が投資され、生産費遞減の法則が作用して、こゝに始めて新に向上した購買力に生産力が對應する事が出来るのであるが、かゝる段階に達するには相當の期間が必要である。それまでは、國家紙幣を發行すればする程、物價騰貴に拍車をかけるに過ぎない。

第二に今日の資本家的生産方法では勞銀の問題も看過する事は出来ない。國家紙幣による失業救済は當然一般物價の騰貴に従つてまた勞銀の騰貴を引き起こすから、生産はそれだけ不利になる。従つて勞銀が不當に昇れば資本家は生産を縮小するか、少數の勞働者の勞働を強化するか、生産物の價格を更に引上げるかしなければならぬ。かくて生産力（勞働力）が充分動員されぬ前にインフレの徴候が現れる。

第三に國家紙幣の發行について現在の金融制度を無視してはならない。發券銀行の外に尙國家紙幣を發行

する機關が存在するならば今日の金融組織は分裂し、統一的な信用政策の機能は喪はれる。従つて從來不完全乍ら利子の作用によつて生産財生産部門と消費財生産部門の間に保たれてゐた生産活動の均衡が破壊されるから、こゝに恐慌やインフレの起る可能性がある。尙今日では國家紙幣に對する心理的な恐怖も充分インフレの原因となるだらう。

以上の批判はすべて今日の生産方法や金融制度を前提すれば、國家紙幣によつて人為的に購買力を増加させる事は必しも生産力を動員する結果とならないで、却て恐慌やインフレの危機を助長するおそれがある點を指摘し、結論としてむしろ租税や利子政策によつて生産或は消費の行き過ぎに適當な抑制を加へ消費よりも蓄積を助長する事をすゝめてゐる。この結論は極めて保守的であるけれども、現實の制約を無視してゐるノエルの理論に對しては一應批判的な意義を持つ事が出来たと云へやう。これに對してノエルは再び昨年「アルヒフ」で答へ、その論文の終りでは國家紙幣は公債經濟の弊害たる「利子奴隸制」を廢止するとか、資本の下で働けない失業者を勞働奉仕の爲に動員するとか云ふ長所をあげてゐる、併し獨逸の現實を考慮する際に、彼は元の「理論」に重大な修正をほどこさねばならなかつた。

- 12) Rudolf Stucken, Zur Lehre von der Deckung des öffentl. Bedarfs durch nichtinflationische Staatspapiergeldausgabe. (F. A. N.F. Bd. 3. H. 1)
Alfons Schmitt, Zusätzlicher Kredit zur Deckung des öffentl. Bedarfs. (F.A. Bd. 3. H. 2.)
- 13) Nöll, Zur Lehre von der Deckung des öffentl. Bedarfs (F. A. Bd. 4 H. 1) S. 116 ff.

獨逸は年々食料や原料を輸入し而も國內に金が缺乏してゐるから、もし租税を廢し國家紙幣を發行して國內の購買力を煽れば、輸入激増、爲替下落を通じてインフレが勃發するだらう。生産力の動員或はインフレ防止の爲に現に獨逸で實行してゐる政策はノエルの言ふ所といさゝか異なる。第一に一部外國原料の輸入禁止、これはシャハト等によれば國產原料を開發して而も失業者を動員させる放果を持つてゐる。併し實は國內原料の開拓は外國から買ふよりも遙に高い費用を拂はねばならないから、世界市場に於ける獨逸の競争力を維持する爲に、産業豫備軍の安い労働力を動員しやうと云ふのである。⁴¹⁾第二に消費の強制節約、これも消費節約によつて得た資金を以て外國原料を輸入して産業活動を維持し、失業者を減少させると云ふ名目で勵行されてゐる。數十萬の人々が労働なくパンなく過ごすよりも、むしろまだそれよりも耐え得る十日乃至三週間のバタの缺乏の方をえらび、かくして節約された爲替資金を原料の輸入に當て、労働の競争をつげやう。¹⁵⁾(ゲツベルス)

以上の事實を見れば、獨逸政府は生産力(労働力、原料)の動員即ち失業問題や原料問題の解決を目標に全力をあげてゐるが、其は大衆の購買力を向上し消費を増大する方法によつてはなく、むしろ大衆の消費節的や労働の強化を通じ行はれてゐる事が明かになるだ

らう。ノエルはこの獨逸の苦境を認めざるを得なかつた。彼は後の論文で獨逸に於てはインフレを防止する爲に、租税や其他の政策によつて消費を強制的に抑制しなければならぬと主張してゐる。其他の政策の中には労働を人爲的に吊りあげる労働組合の廢止も含まれてゐる。

ノエルの論調は或時は獨逸の現實を飛躍した様な樂天性をおび、或時は獨逸の憂鬱な現實に歸つて來る。この兩面は奇妙なコントラストをなしてゐる。ノエルは一方で租税負擔も公債負擔も伴はず、またインフレも起さない様に國家紙幣の發行、購買力の増大を通じて生産力を動員しやうと考へる。これは何等の費用もかけずに無から有を創造しやうと云ふ幻想であり、また國家の擬制的な購買力によつて資本主義の危機を打開しやうとする改良主義の思想でもあるだらう。併し彼は獨逸の現實に直面して、生産力の動員に要する費用を如何なる政治的、經濟的手段を以て、如何なる國民層に負擔させるかについて考へざるを得なかつた。

14) ヴアルガ、世界經濟年報、1934 Ⅱ「新計畫」の下に於けるドイツ。

15) zit. Nöll a. a. O. S. 127.